

令和6年能登半島地震による 倒壊等建物の職権滅失登記のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

法務局では、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の皆様の権利の保全を図るとともに、取引の安全と円滑に資することを目的として、不動産登記に関する業務を行っています。

不動産登記法（平成16年法律第123号）第57条においては、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定されています。

しかしながら、令和6年能登半島地震による災害が甚大であることに鑑み、新潟地方法務局では、被災地域の市町村と連携した上で、被災された皆様の登記手続の御負担が少しでも軽減されるよう、令和6年能登半島地震により被災した以下の建物について、登記官が職権により建物の滅失登記を行うこととしましたので、お知らせします。

- ① 自然倒壊した建物
- ② 市町村により公費解体した建物
- ③ 個人で先行して解体（自費解体）し、費用の償還申請に該当する建物

なお、上記①②③の建物で、登記記録上、附属建物のある建物のうち、主たる建物のみの解体（いわゆる主従関係にある建物の一方のみを解体した場合）は、変更登記等（建物図面の添付）が必要となることから、職権滅失登記の対象外となりますので、御留意ください。

おって、本件に関し、御不明な点等がございましたら、新潟地方法務局宛てお問い合わせください。

【問合せ先】

新潟地方法務局 不動産登記部門

025-226-0950

午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）